

「地方自治体における情報システム（児童扶養手当）の標準化に関する調査研究」  
ベンダ分科会事務局提出資料\_本編

# ベンダ分科会 議事次第

議事次第	想定時間 (質疑応答含め)	説明者
(1) 開会のご挨拶、ご出席状況の確認	10分	生田先生 DTC
(2) 第1回有識者検討会の振り返り	5分	DTC
(3) 令和5年度の検討論点	95分	DTC
論点1.令和4年度の申し送り事項の取り扱い方針	(50分)	
論点2.令和5年度の再検討見直しとなる指定都市要件	(15分)	
論点3.振り仮名法制化に伴う改修方針	(10分)	
論点4.令和5年度領域間の整合作業の方針共有	(10分)	
論点5.ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダの課題	(10分)	
(4) 今後のスケジュール	5分	DTC

- 1. 第1回有識者検討会の振り返り**
2. 令和5年度の検討論点
3. 今後のスケジュール

# 第1回有識者検討会の振り返り

第1回有識者検討会では、今年度下期の検討体制を確認した後、標準仕様書（1.1版）の策定経緯を振り返るとともに、標準仕様書改版に向けた検討方針やスケジュールを確認しました。

## 第1回有識者検討会（1月16日）議事次第と主たる討議事項

### ① 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について

- ✓ 地方自治体における業務プロセス・情報システムの標準化の背景・目的
- ✓ 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化事業全体のスケジュール

### ② 有識者検討会等の運営について

- ✓ 標準化事業全体の背景・目的とスケジュール
- ✓ 標準仕様書改版に向けた検討体制（構成員、会議体）等

### ③ 令和4年度検討経緯の振り返り

- ✓ 令和4年度検討経緯（概要・スケジュール・個別論点）
- ✓ 令和4年度の申し送り事項
- ✓ 令和4年度の指定都市要件
- ✓ 令和4年度領域間の整合作業について

### ④ 令和5年度の検討論点

- ✓ 令和5年度の検討論点と運営方針
  - 1：令和4年度の申し送り事項の取り扱い方針
  - 2：令和5年度の再検討見直しとなる指定都市要件
  - 3：振り仮名法制化に伴う改修方針
  - 4：令和5年度領域間の整合作業の方針共有
  - 5：ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダの課題

### ⑤ 意見照会の進め方

—

### ⑥ 今後のスケジュール

—

# 愛知県の方からのご要望に対する対応方針の確認

愛知県の「管理場所」のマスタ管理機能の追加要望について、自治体分科会にて、当該管理機能がないと、業務に支障をきたすことについて担当者に確認ができたため、ベンダ分科会にて、システムの設計方針や注意事項について確認します。

## 【経緯】

- 現在の標準仕様書上、指定都市のみに、「管理場所」というマスタ管理の仕様がある（指定都市における管理「区」）  
※関連する23機能要件は「自治体分科会事務局提出資料\_参考資料（以降、「参考資料」とする）」p.3~7参照
- 愛知県の担当者が検討会にて、都道府県においても、「管理場所」の機能（福祉相談センター等、受給認定を実際に行う県庁に属する地方機関）を追加してほしいというご要望があった。
- 実務上、受給申請の認定等の業務は愛知県庁でなく、直下の各地方機関の所管部で行っており、愛知県庁がそれらの認定の審査・管理業務を行っている。当該所属地方機関を管理する機能がないと、本庁機能を果たせることができず、愛知県庁の業務が回らない可能性が高いとのことだった
- また、大分市の担当者が去年度の申し送り事項にて、中核市においても、「管理場所」の機能（中核市における管理「支所」）を追加してほしいというご要望があった

## 【対応方針】

- 自治体分科会（2月6日に開催済）にて、指定都市以外の自治体においても、「管理場所」というマスタ管理機能はないと業務に支障をきたすことについて確認できたため、ベンダ分科会（本日）にて、現行システムに既に同様の機能が実装してあるか、システムの設計方針や注意事項について確認
- 標準準拠システムにおいても、現行通りに業務の円滑な遂行を実現するため、該当機能を標準仕様として追加すると決定した場合、標準化支援対象となり、システムへの適合基準日は令和7年度末に適用し、また移行に係る経費については補助金支給の対象になると、それぞれデジタル庁と総務省の担当者に確認を取れたが、実装時期の現実性についてはベンダ代表者に要確認
- 標準仕様として改定し、令和5年度の改版に反映すると決定した場合、下記手順を踏む予定
  - ① 関連23個「管理場所」の機能要件について、指定都市以外の自治体の業務にも適用する要件を特定
  - ② 該当機能要件の「指定都市」や「管理区」などの指定都市関連の記述を削除し、自治体共通的な記述に変更
  - ③ 該当機能要件について、指定都市と都道府県は「◎（実装必須機能）」にし、それ以外の自治体の実装区分を「○（実装オプション）」に変更

1. 第1回有識者検討会の振り返り
- 2. 令和5年度の検討論点**
3. 今後のスケジュール

# 令和5年度の検討論点と運営方針

【凡例】：   アジェンダとして扱う会議

事務局側で論点及び議論の方向性を整理した上で、検討会にて事前提示した後、自治体／ベンダ分科会にて取り上げる討議事項について、討議いただく想定です。

運営方針	検討・共有事項
<p><b>今年度の検討コンセプト</b> 「令和7年度末までの移行を如何にスムーズに行うか」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和5年度（2024年3月）までは、<b>基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令に定められた対応要件のみ、標準仕様書への改版に反映</b></li><li>但し、システム改修に伴う要件でも、<b>優先度が高いと思われる項目（現行業務で対応する必要があるもの等）</b>については自治体分科会にて、ニーズを確認し、ベンダ分科会にて当該要望の実装可否及び予想工数について確認することも想定</li><li>移行支援期間（令和7年度末まで）における標準仕様書（今年度の改定含む）へのシステム対応については、「<b>制度改正等の政策上必要と判断される</b>」ものに限り、それ以外の適合基準日は令和8年度以降になる（ゆえに、今回は原則、論点3の「振り仮名法制化に伴うシステム改修」のみ、令和7年度までに対応必須）</li></ul>	<ol style="list-style-type: none"><li>令和4年度の全国意見照会において中長期的な検討を要するとした事項（申し送り事項）の取り扱い方針確認</li><li>令和5年度「再検討見直し」の指定都市要件の取り扱い方針共有</li><li>振り仮名法制化に伴う標準仕様書改定及びシステム改修方針共有</li><li>令和5年度領域間の整合作業の方針共有</li></ol> <p><span style="background-color: #92d050; border: 1px solid black; padding: 2px;">有識者検討会</span> <span style="background-color: #92d050; border: 1px solid black; padding: 2px;">自治体分科会</span> <span style="background-color: #92d050; border: 1px solid black; padding: 2px;">ベンダ分科会</span></p>
<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年度までに、原則全ての地方自治体が<b>ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合したシステムなどへの移行</b>を目指すこととしているが、この目標に対してベンダが抱える課題について、目線を合わせる</li></ul>	<ol style="list-style-type: none"><li>ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダが抱える課題の目線合わせ</li></ol> <p><span style="background-color: #92d050; border: 1px solid black; padding: 2px;">有識者検討会</span> <span style="background-color: #92d050; border: 1px solid black; padding: 2px;">ベンダ分科会</span></p>

# 論点 1 . 申し送り事項の取り扱い方針



# 論点 1 . 申し送り事項の取り扱い方針（事務局案）

令和5年度（2024年3月）までは、基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令に定められた対応要件のみ、標準仕様書への改版に反映予定です。

令和5年度の取り扱い方針	該当		申し送り事項	対応詳細
<b>令和5年度改版に反映予定</b>  <b>今年度の検討範囲</b>	ツリー図・業務フロー	09.支給停止関係届等	①業務フロー追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務フローの不整合が生じている状態であり、機能追加も不要と思われるので、業務フローを修正する方向で考えたい</li> </ul>
	機能要件	共通	②自治体規模別の実装区分の精査	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行仕様書は、「中核市」を想定して、必要機能を定義しているゆえに、都道府県、指定都市、小規模自治体等については、機能の過不足精査が不十分</li> <li>自治体規模別の実装区分を精査後、改版に反映</li> </ul>
			③「要件の考え方・理由」の追記依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>他のシステムについては、「要件の考え方・理由」欄への記載が多くみられたが、今年度は要望があった事項について、改版に反映</li> </ul>
<b>令和6年度以降に行う、令和8年度以降のシステム改修に向けた改定時に検討予定</b>  <b>ニーズ確認のみ、令和5年度実施予定</b>	機能要件	手当支払	④手当支払に関する機能の実装範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度の意見提出自治体にご要望を確認したところ、既に標準仕様で代替機能があることを精査できた。そのため、仕様上の変更対応は不要になるが、意見提出元に対して経緯を説明予定</li> </ul>
	帳票要件	共通	⑤帳票追加検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令で定められていない（機能向上のための）帳票機能の修正、追加は原則、来期以降対応としたい</li> <li>但し、改訂はしやすいものが、存在する意見であると想定されるため、事前アンケートにて令和3～5年度の検討会自治体代表にニーズを確認した</li> <li>上記確認した結果、重要性が高い継続案件について、対応可能性などをベンダに確認。それ以外のニーズが高い案件は来年度以降の申し送り事項にし、ニーズが低い案件は検討対象から外す</li> </ul>
<b>令和6年度以降に行う、令和8年度以降のシステム改修に向けた改定時に検討予定</b>	機能要件	他システム連携	⑥自治体間のオンライン連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体間のオンライン連携への対応は、デジタル庁による公共サービスメッシュ等に係る検討状況など、他検討事項を各関係者と調整しながら検討する必要があるため、令和8年度以降の改版時に検討予定</li> </ul>
			⑦マイナンバー連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーに関する検討状況など、他検討事項を各関係者と調整しながら検討する必要があるため、令和6年度以降に行う、令和8年度以降のシステム改修に向けた改定時に検討予定</li> </ul>
	共通		⑧都道府県等において連携が必要となる他システム等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでは中核市で求められる要件をもとに標準仕様書を整理</li> <li>他の自治体で必要な業務について、児童扶養手当システムの要件として整理すべきかどうか、他20領域の検討と平仄を合わせたいため、令和8年度以降の改版時に検討予定</li> </ul>

# 申し送り事項への対応方針 ー令和5年度改版に反映予定（1/2）

「今年度の取り扱い方針」通りに改修します。また、②の実装区分の精査について、適合基準日を「令和8年4月1日」に設定します（基本的に機能の新規追加がなく、関連機能を「対象外」に変更する、また、「実装必須」から「実装オプション」に変更する等区分上の修正のみと想定しているため、標準化支援期間の適合基準日に設定しています）。

#	申し送り事項	昨年度の討議結果	今年度の取り扱い方針（事務局案）
①	<p><b>【業務フロー追加】</b> 「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の業務フローについて、「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローを追加すべき、との意見を踏まえ、対応を検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 次回の改版以降に検討することとした</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現状、「04.額改定（減員）」、「05.市外転出」、「06.資格喪失」、「12.障害等認定」、「13.現況届」、「18.年齢到達」などに「過払金計算」以降のフローがあるが、「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローがない</li> <li>• 原則、不整合が生じている状態であり、機能追加も不要と思われるので、業務フローを修正する方向で考えたい</li> </ul>
②	<p><b>【自治体規模別の実装区分の精査】</b> 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分を精査する。自治体規模ごとの実装区分の記載については、今後他領域の記載も踏まえ、記載の見直しも視野に入れて、考慮する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分の精査</li> </ul>	<p><b>【背景】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行仕様書は、「中核市」を想定して、必要機能を定義 （ゆえに、都道府県、指定都市、小規模自治体等については、機能の過不足精査が不十分）</li> </ul>
a.	<p><b>【都道府県の住基システム連携関連機能の精査】</b> ※計5件 都道府県は住民記録システムおよび住民税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分の対象外にすべき、との意見を踏まえ実装区分を精査</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都道府県のシステムでは、住民記録システム、住民税システムとの連携は対象外、従って、これらのシステムのデータを活用する機能は、都道府県では対象外とすべき</li> <li>• 但し、現行業務において、これらのシステムのデータが活用されているかどうかは、別途、「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」を精査し、本検討会都道府県代表の愛知県に県事務について確認し、改版方針を検討した</li> </ul>
<p><b>本分科会で詳細を確認</b></p>			
b.	<p><b>【管理場所関連機能の精査】</b> ※計23件 「管理区によって帳票に印字される問い合わせ先が変わることから、政令市においては管理区（管理場所）情報の管理が必須となるのではないか」、「管理区(管理場所)は指定都市のみ実装オプションの為、他の自治体は実装対象外ではないか」、との意見を踏まえ実装区分を精査</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在の標準仕様書上、指定都市のみに、「管理場所」というマスタ管理の仕様がある</li> <li>• 指定都市以外の自治体にも、「管理場所」のマスタ管理機能を導入するかについて、自治体分科会にてニーズをヒアリングし、ベンダ分科会にて実装にあたっての注意事項を確認し、対応について検討</li> </ul>

## 申し送り事項への対応方針 ー令和5年度改版に反映予定（2/2）

「今年度の取り扱い方針」通りに改修します。また、②の実装区分の精査について、適合基準日を「令和8年4月1日」に設定します（基本的に機能の新規追加がなく、関連機能を「対象外」に変更する、また、「実装必須」から「実装オプション」に変更する等区分上の修正のみと想定しているため、標準化支援期間の適合基準日に設定しています）。

#	申し送り事項	昨年度の討議結果	今年度の取り扱い方針（事務局案）
②	<b>【自治体規模別の実装区分の精査】</b> 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分を精査する。自治体規模ごとの実装区分の記載については、今後他領域の記載も踏まえ、記載の見直しも視野に入れて、考慮する	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分の精査</li> </ul>	<b>【背景】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行仕様書は、「中核市」を想定して、必要機能を定義 （ゆえに、都道府県、指定都市、小規模自治体等については、機能の過不足精査が不十分）</li> </ul>
	c. <b>【福祉事務所未設置町村の支払関連機能の精査】</b> ※計11件 福祉事務所未設置町村で支払は実施しないため、支払関連の機能要件や、「未支払額」・「過払額」などの管理項目としては「対象外」または「実装オプション」への変更すべき、との意見を踏まえ実装区分を精査		<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所未設置町村における児童扶養手当業務は、都道府県が代替して支給する</li> <li>従って、福祉事務所未設置町村の支払関連の機能要件や管理項目をすべて「対象外」で改版に反映</li> </ul>
	d. <b>【福祉事務所未設置町村の現況届関連機能の精査】</b> ※計3件 福祉事務所未設置町村では、現況届の出力が対象外の為、関連する「現況届提出依頼・受付」、「一部支給停止措置案内・適用除外事由受付」等の機能要件を対象外に変更すべき、との意見を踏まえ実装区分を精査		<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所未設置町村の一部では、現況届の受付を行っている自治体も存在</li> <li>ゆえに、「現況届提出依頼・受付」は、一律、「対象外」とはできないため、「標準オプション」が望ましい</li> <li>それ以降のプロセスは対象外のため、指摘通り「対象外」とする</li> </ul>
e.	<b>【その他の個別の自治体規模別機能の精査】</b> ※計8件 その他の8件の個別の自治体規模別機能の精査依頼に対して、ご意見を踏まえ実装区分を精査		<ul style="list-style-type: none"> <li>各業務に対して、自治体規模ごとに必要業務であるかどうかを「児童扶養手当事務取扱準則」にて確認し、担当自治体代表にも該当事務手順について確認したうえで、改版への対応を検討</li> </ul>
<b>本分科会で詳細を確認</b>			
③	<b>【「要件の考え方・理由」の追記依頼】</b> ※計8件 機能要件の検討経緯や、1.1版で追加された項目の「要件の考え方・理由」の追記依頼等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「要件の考え方・理由」欄への記載については、来年度以降に申し送りいたします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他のシステムについては、「要件の考え方・理由」欄への記載が多くみられたが、今年度は要望があった事項について、あくまで、機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記する予定</li> </ul>

# 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査

## a.都道府県の住基システム連携関連機能の精査

実装区分を「今年度の取り扱い方針」通りに修正します。また、機能の新規追加がなく、都道府県の住基システム連携関連機能を「対象外」に変更するという区分上の修正のみと想定しているため、適合基準日を「令和8年4月1日」に設定します。

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
1	0200004	00.児童扶養手当共通	他システム連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県においては障害者福祉システムのデータを照会する機能</li> </ul>	都道府県では住基システムとの連携はしていないため、左記の要件は対象外となるのではない	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」にて、町村から提出する障害診断書を審査する作業は発生すると記載している。なお、県の審査作業中、直接に障害者福祉システムのデータを照会していないと、愛知県に確認している。そのため、都道府県では「-（対象外）」に修正し、全国意見照会を経て確定とする</li> </ul>
2	0200181	03.額改定請求（増員）	額改定請求（増員）要件審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>増員する児童の選択ができる機能</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」にて、額改定請求（増員）要件審査にて、町村からの書類を確認、審査、審査結果の町村への送付の業務が発生すると記載している。なお、県の審査作業中、増員する児童のデータを選択していないと、愛知県に確認している。そのため、都道府県では「-（対象外）」に修正し、全国意見照会を経て確定とする</li> </ul>
3	0200033 ～ 0200035	00.児童扶養手当共通	データ管理機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録情報の登録、修正、削除、照会機能</li> <li>住民記録情報の一覧確認機能</li> <li>指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できる機能（EUC機能）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当システムのデータ要件にて、住民記録・個人住民税・住民基本台帳システムから連携される情報について、データ作成不要としており、また、実際の業務において当該情報は不要である。そのため、都道府県では「-（対象外）」とする</li> </ul>
4	0200263	13.現況届	現況届受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給資格者について、読み込んだバーコードから住記情報、税情報を照会できる機能</li> </ul>		
5	0200320 ～ 0200325、 0200464	20.所得再判定	所得再判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得再判定事務にかかる機能</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>所得再判定は指摘通り住基システムを使用しており、都道府県で住基システムと連携していないため、該機能を「-（対象外）」とする</li> </ul>



# 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査

## b. 管理場所関連機能の精査

「管理場所」のマスタ管理機能の実装可能性と実装時期について、ご議論をお願いいたします。

### 経緯 説明

- 現在の標準仕様書上、指定都市のみに、「管理場所」というマスタ管理の仕様がある（指定都市における管理「区」）  
※関連する23機能要件は参考資料p.3~7参照
- 愛知県の担当者が検討会にて、都道府県においても、「管理場所」の機能（福祉相談センター等、受給認定を実際に行う県庁に属する地方機関）を追加してほしいというご要望があった。実務上、受給申請の認定等の業務は愛知県庁でなく、直下の各地方機関の所管部で行っているが、愛知県がそれらの認定の審査・管理業務を行っている。該当所属地方機関を管理する機能がないと、本庁機能を果たせることができなく、愛知県庁の業務が回らない可能性が高いとのことだった
- また、大分市の担当者が去年度の申し送り事項にて、中核市においても、「管理場所」の機能（中核市における管理「支所」）を追加してほしいというご要望があった
- 自治体代表に、要望があることについて確認が取れ、標準準拠システムにおいても、現行通りに業務の円滑な遂行を実現するため、該当機能を標準仕様として追加すると決定した場合、システムへの適合基準日は令和7年度末に適用し、標準化の支援補助金対象になることが可能と、それぞれデジタル庁と総務省の担当者に確認取れた。なお、ほかの実装機能との兼ね合いで、実装可能な時期（適合基準日）についてはベンダ代表者に要確認

### 個別協議 事項1

『管理場所』というマスタ管理機能の、指定都市以外の自治体への実装可能性と実装時期の確認  
(適合基準日を令和8年4月1日に設定可能か)

#### 標準仕様書（1.1版）の現状

- 指定都市のみに、「管理場所」というマスタ管理の仕様がある（指定都市における管理「区」）

※関連する23機能要件は「自治体分科会事務局提出資料\_参考資料」p.3~7参照

#### 改版になる際の対応案

- ① 関連23個「管理場所」の機能要件について、指定都市以外の自治体の業務にも適用する要件を特定
- ② 該当機能要件の「指定都市」や「管理区」などの指定都市関連の記述を削除し、自治体共通的な記述に変更
- ③ 該当機能要件について、指定都市と都道府県は「◎（実装必須機能）」にし、それ以外の自治体の実装区分を「○（実装オプション）」に変更

## 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査 e.その他の個別の自治体規模別機能の精査（1/3）

実装区分を「今年度の取り扱い方針」通りに修正します。また、機能の新規追加がなく、都道府県と福祉事務所未設置町村以外の自治体の実装区分を「対象外」に変更するのみと想定しているため、適合基準日を「令和8年4月1日」に設定します。

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
1	0200139	00.児童扶養手当共通	帳票出力機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童扶養手当証書受領書」を出力できること</li> <li>■ 帳票詳細要件 児童扶養手当証書受領書 ■</li> <li>【管理項目】 証書記号番号、受給資格者氏名、備考</li> </ul>	福祉事務所未設置町村のみが必要な帳票の為、他は対象外で良いのではないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>帳票の出力を行っているのが、福祉事務所未設置町村か、都道府県と「児童扶養手当都道府県事務取扱準則」にて確認をとれたため、都道府県と福祉事務所未設置町村以外は実装区分を「-」とする</li> </ul>
2					児童扶養手当証書受領書は、児童扶養手当町村事務取扱規則 第二 4 認定通知書等の交付（1）にて都道府県に対して送付するものと定められている。  手当証書を都道府県が発行する福祉事務所未設置町村が都道府県に対して送付するものとなるが、現状の運用では、都道府県が手当証書と一緒に受領書を提供しているため、当機能が必要になるのは都道府県のみと考える。都道府県以外は受領書の発行機能は不要と想定されるため、都道府県以外は実装区分を「-」ではないか	

# 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査

## e.その他の個別の自治体規模別機能の精査（2/3）

実装区分を「今年度の取り扱い方針」通りに修正します。また、年次報告書作成について、機能の新規追加がなく、都道府県以外の自治体の実装区分を「対象外」に変更するのみと想定しているため、適合基準日を「令和8年4月1日」に設定します。

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
3	0200256	13.現況届	現況届提出依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況届提出対象者に関する情報を一覧で確認できる機能</li> </ul>	現況届提出対象者によって必要な書類等は異なるため、区で管理するうえで必須ではないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>実装タイプの考え方に関する質問である</li> <li>「児童扶養手当市等事務取扱準則」に、該当現況届関連の業務が存在すると確認済。なお、準則に記載されているその他の現況届関連機能でも、「標準オプション」となっている要件が複数ある</li> </ul> <p>(標準オプションとは、全自治体に必須機能ではなく、自治体によって実装が望ましい機能である)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>そのため、現状の「標準オプション」の定義が正しく、特段実装区分の修正が不要</li> </ul>
4	0200257			<ul style="list-style-type: none"> <li>指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること（EUC機能が利用できること）</li> </ul> <p>※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと</p> <p>※2 表示項目は、現況届事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること</p> <p>※3 最新履歴、全履歴、特定期間の履歴等、表示する履歴は任意に指定できること</p>		
5	0200459	17.統計・報告	年次報告書作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができる機能</li> </ul> <p>&lt;集計対象情報（一部）&gt;</p> <p>年報 様式第3号 児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について</p> <p>年報 様式第3号-付表1 児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書</p> <p>年報 様式第3号-付表2 所要額算定基礎</p> <p>年報 様式第3号-付表3 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書</p> <p>年報 様式第5号 児童扶養手当給付費国庫負担金の変更交付申請について</p> <p>年報 様式第5号-付表1 児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書</p> <p>年報 様式第5号-付表2 所要額算定基礎</p> <p>年報 様式第5号-付表3 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書</p>	様式第3号、第5号、第9号は都道府県での事務で利用するものと想定されますが、都道府県のみが必要な帳票の為、他は対象外ではないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告は都道府県のみに必要な帳票のため、都道府県以外は「-（対象外）」とする</li> </ul>

# 申し送り事項②自治体規模別の実装区分の精査

## e.その他の個別の自治体規模別機能の精査 (3/3)

実装区分を「今年度の取り扱い方針」通りに修正します。また、団体内統合宛名システム関連機能について、「実装必須」から「実装オプション」に変更するという区分上の修正のみと想定しているため、適合基準日を「令和8年9月1日」に設定します。

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
6	0200007	00.児童扶養手当共通	他システム連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること</li> </ul> <p>※1 連携できる事業をパラメータ等で設定できること</p> <p>※2 支援措置対象者については、不開示設定で情報照会内容データを作成できること</p>	<p>&lt;福祉事務所未設置町村へのシステム導入について&gt;</p> <p>都道府県から福祉事務所未設置町村を経由しての情報照会については</p> <p>①都道府県で情報照会用の電文を作成(宛名番号による)</p> <p>②福祉事務所未設置町村側で宛名番号を団体内統合宛名番号への置換という手順を想定しているものと理解している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指摘通り、団体内統合宛名システムの宛名番号変換機能で対応可能で、かつ児童扶養手当システムを実装しない福祉事務所未設置町村も一部あるため、「○(実装オプション)」に変更する</li> </ul>
7	0200342			<ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。)における団体内統合宛名番号の付番や宛名情報の更新のために、登録、更新した宛名情報及び個人番号を団体内統合宛名機能へ連携できること。</li> <li>団体内統合宛名機能を経由して、副本情報の登録等、中間サーバーとの連携ができること。なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。</li> </ul>	<p>前述した手順については団体内統合宛名システムの宛名番号変換機能で十分であるため、福祉事務所未設置町村では、実装オプションで良いのではないかと</p>	
8	0200348			<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナポータルぴたりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できる機能</li> <li>取得項目等を表示、出力等できる機能</li> </ul> <p>【対象事務】児童扶養手当の現況届の事前送信</p>	<p>&lt;福祉事務所未設置町村へのシステム導入について&gt;</p> <p>上記の要件追加に伴い、都道府県では必須機能で、福祉事務所未設置町村では、実装オプションで良いのではないかと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナポータルぴたりサービスと関連する機能については、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、実装必須機能にする方針だった。なお、その機能を利用するかどうかは、導入の段階で各自自治体で判断可能のため、本実装区分は現状のままにする(都道府県は連携対象外)</li> </ul>



# 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（1/5）

## 機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記予定項目

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
1	0200108 0200027	00.児童扶養手当共通	一覧管理機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUC機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</li> <li>指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること（EUC機能が利用できること）</li> </ul>	<p>EUC機能による一覧出力に関連する要件について。</p> <p>標準システムにおいては、共通機能のEUC機能とのインターフェースを実装する（もしくは標準システム内に共通機能のEUC機能の要件を満たす機能を実装する）ことをもって要件を満たすものか。</p> <p>共通機能での要件対応について、「要件の考え方・理由」もしくは「備考」欄に詳細を記載すべきか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUC機能と共通機能の関係性について、「要件の考え方・理由」欄に特段記載がないため、他領域の標準仕様の機能要件における「要件の考え方・理由」の記述方法に合わせ、改版に反映しない</li> </ul>
2	0200261	13.現況届	現況届受付	児童扶養手当の現況届についての届出情報を登録、修正、削除、照会できる機能	<p>他機能要件にも存在するが、管理項目として「添付書類の省略有無、省略した書類名」が定義されている。なお、現況届受付では、「添付書類」も管理項目に定義されている。</p> <p>転入者において、税情報を情報照会する場合、以下の登録を想定している。 添付書類：前住地の所得証明書 添付書類の省略有無：有 省略した書類名：前住地の所得証明書</p> <p>入力する項目が増えるため、「添付書類＋省略有無」もしくは、添付書類を管理項目とせず、「省略した書類名」のどちらかの管理とすべきではないか。 省略した添付書類を管理したいのか、提出が必要となる添付書類を管理し、省略した書類がどの書類かを管理したいのか不明であるため、管理項目の登録例及び管理項目として定義する意図を「要件の考え方・理由」欄に記載すべきか。</p>	<p>関連機能における管理項目の意図について聞いている単純な質問と見られるため、他領域の標準仕様の機能要件における「要件の考え方・理由」の記述方法に合わせ、「要件の考え方・理由」欄に以下の内容を含めた記載を改版に反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本要件は現況届の実務において、「添付書類の省略有無」、「省略した書類名」、「添付書類」の情報を記入するため、システムの標準仕様における管理項目でも、該当情報を取り扱うことを想定している。</li> </ul>

# 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（2/5）

## 機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記予定項目

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
3	0200151	01.新規認定請求	認定請求受付	<p>児童扶養手当の新規認定請求書及び所得状況届等についての情報を登録、修正、削除、照会できる機能</p> <p>【管理項目】 ・請求者情報（氏名、カナ氏名、個人番号、宛名番号、生年月日、性別、受給（資格）者区分（父又は母、養育者、孤児等の養育者）、障害の有無、配偶者の有無、住所、電話番号等</p>	<p>【管理項目】請求者情報にて「受給（資格）者区分（父又は母、養育者、孤児等の養育者）」が定められているが、以下の厚生省児童家庭局企画課長通知にて、受給者が母及び養育者となるパターンが示されている。</p> <p>受給（資格）者区分として示された4パターンでは対応できないため、管理項目の内容を見直しを行うか、上記パターンにてどのように管理すべきか、「要件の考え方・理由」欄にて記載すべきか。</p> <p>法令 「児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する疑義について 昭和55年7月児企第29号の（問23）」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指摘事項に関する法令を確認したが、「養育者」で登録を行えば問題が生じないため、特段修正は不要</li> <li>あくまで、機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記する予定</li> </ul>
4	0200204	06.資格喪失	資格喪失受付	<p>児童扶養手当の資格喪失届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できる機能</p> <p>【管理項目】 ・届出情報（届出年月日、届出種別（資格喪失届）、備考） ・受給資格者情報（氏名、カナ氏名、証書番号、住所、電話番号） ・資格喪失情報（喪失事由、喪失事由発生年月日）</p> <p>※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外 ※2 認定時点に遡り資格喪失となる場合にも、資格喪失の登録ができること</p>	<p>「※2 認定時点に遡り資格喪失となる場合にも、資格喪失の登録ができること」と記載があるが、上記は認定請求後、認定を決定する時点で児童が死亡していた等の場合に、認定を決定したうえで、認定日より前の喪失処理ができればよいという認識で問題ないか。</p> <p>上記認識で問題ない場合、「要件の考え方・理由」欄に具体例として記載すべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「認定日より前の喪失処理」というケースが実務でも発生すると審査官に確認した。なお、指摘事項である、「請求から認定の間に児童が死亡した」場合、自治体の認定処理の段階で、戸籍等により自治体は児童の死亡を知ることとなり、認定の処理には至ることなく、認定を却下するという処理になると想定されるため、該当指摘ケースがあまり想定し得ない</li> <li>標準仕様書は、設計上の幅を持たせるため、現在のレベルで定義されており、機能要件の詳細化は行うべきではないと考えるため、特段修正は不要</li> <li>あくまで、機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記する予定</li> </ul>

# 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（3/5）

## 機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記予定項目

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
5	0200230	09.支給停止関係届	支給停止関係届受付	<p>児童扶養手当の支給停止関係（発生・消滅・変更）届、被災状況届、についての届出情報を登録、修正、削除、照会できる機能</p> <p>【管理項目】 ・請求者・配偶者・扶養義務者（所得のある児童を含む）の所得情報</p>	<p>管理項目として、扶養義務者（所得のある児童を含む）との記載がありますが、一方で機能ID：0200232では「民法第877条第1項に規定する扶養義務者」とある。上記法令に従い、所得の有無に関わらず、所得のない児童も含め、扶養義務者として登録を行う必要があるものと解釈している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理項目としては、「扶養義務者（所得のある児童を含む）」と記載しているが、「民法第877条第1項に規定する扶養義務者」と同義のため、特段修正は不要</li> <li>あくまで、機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記する予定</li> </ul>
	0200232	09.支給停止関係届	支給停止関係届受付	<p>受給資格者世帯に扶養義務者候補を複数登録した場合、『民法第877条第1項に規定する扶養義務者』を扶養人数等から計算した限度額と比較し、自動設定できること</p> <p>※1 児童扶養手当の世帯員として、扶養義務者の情報を複数管理できること ※2 世帯全員の所得情報が管理できること</p>	<p>所得のない児童は、扶養義務者として登録の必要があるか「要件の考え方・理由」欄に記載すべきか。</p>	
6	0200173	02.市外転入	転出元受給者台帳取得	<p>受領した受給資格者台帳に係る以下の情報及びその他受給資格者に係る情報を、登録、修正、削除、照会できる機能</p>	<p>移管された受給者台帳の情報を管理する機能要件が必要なのか</p> <p>※例えば、支払情報は転入後の自治体では特に利用しないと想定される。必要となる場合、その要件の目的を定義する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童扶養手当市等事務取扱準則」にて、変更後の住所地の市等の事務に「変更前の都道府県等に対して当該受給資格者の受給資格者台帳の写しの送付を求める」と記載されており、業務に必要な機能と確認済</li> <li>業務の目的等の説明を「要件の考え方・理由」欄追記する</li> </ul>

## 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（4/5）

### 機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記予定項目

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
7	0200069	00.児童扶養手当共通	データ管理機能	提出書類に不備があった場合、対象書類を登録、修正、削除、照会できる機能  【管理項目】 不備書類情報	不備書類情報の管理について、以下のどのパターンを想定して記載されているのか。  ①添付書類を管理し、添付書類の中で不備書類がどれなのかを管理する事務を想定した要件 ②不備書類のみ管理する事務を想定した要件 ③不備書類及び提出済みを管理（不備書類が何だったのかをデータとして残し続ける）を管理する事務を想定した要件  上記により、管理方法が異なるため、「要件の考え方・理由」欄にどのような事務処理を想定し、要件として定義しているのか、記載すべきか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部のベンダが標準仕様書の機能について、さらなる具体化を要望</li> <li>標準仕様書は、設計上の幅を持たせるため、現在のレベルで定義されており、機能要件の詳細化は行うべきではないと考える</li> <li>あくまで、機能要件の更なる理解の参考となる、業務の目的等の説明を追記する予定</li> </ul>
8	0200156	01.新規認定請求	認定審査	請求内容を認定する場合、以下の情報を登録、修正、削除、照会できる機能  【管理項目】 対象児童の年齢到達日  ※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること	「※2 対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること」と定義されているが、非該当予定年月日は18歳到達年度末もしくは20歳の誕生日の前日が設定されるものと想定して問題ないか。  「機能ID：0200254」にも管理項目として定義されており、非該当予定年月日に設定される日付は、有期認定や在留期間を考慮し設定すべきか判断できないため、「要件の考え方・理由」欄に記載すべきか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部のベンダが標準仕様書の機能について、さらなる具体化を要望</li> <li>あくまで、機能要件の更なる理解の参考となる、「対象児童の生年月日から、年齢到達日及び非該当予定年月日を自動で算出できること」の定義等の説明を追記する予定</li> </ul>

## 申し送り事項③「要件の考え方・理由」の追記依頼（5/5）

### 指摘事項について、既に標準仕様書に定義されているため、改版に影響しない項目

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	対象機能	検討事項	今年度の取り扱い方針
1	0200135	00.児童扶養手当共通	帳票出力機能	<p>「児童扶養手当証書」を出力できる機能</p> <p>※ 1 全部支給停止の受給資格者には「児童扶養手当証書」を出力しないこと</p> <p>■ 帳票詳細要件 児童扶養手当証書</p> <p>■</p> <p>【管理項目】 証書交付年月日</p>	<p>&lt;福祉事務所未設置町村へのシステム導入について&gt;</p> <p>【実装区分の凡例】の「-（対象外）」について、これは実装されていると、「標準化対象外」と評価されてしまうのか。運用上使用しないが、実装されていても標準化のシステムとしては問題がないという認識で良いか。</p> <p>又は、「-（対象外）」とは、「×（実装不可機能）」と同義なのか。</p> <p>上記を「要件の考え方・理由」欄に記載すべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「-（対象外）」について、標準仕様書に「実装不可」と既に定義されているため、当該要望に対応する必要がない</li> </ul>

# 申し送り事項への対応方針 ーニーズ確認のみ実施予定

全国意見照会で中長期的な検討を要する事項について、引き続き検討を進めていく必要があると理解しています。

#	申し送り事項	昨年度の討議結果	今年度の取り扱い方針（事務局案）
④	<b>【手当支払に関する機能の実装範囲】</b> 「児童扶養手当法第14条第4号以外の理由で支給しないことを決定した場合に、支払いされない機能が必要」との意見を踏まえ、手当支払に関して、児童扶養手当システムで対応する範囲を精査	<ul style="list-style-type: none"> <li>未実装機能に対する追加要望のため、今年度の取り込みに向けた検討は見送りとします</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度の意見提出自治体にご要望を確認したところ、特定な法令で定められている要件ではない、かつ標準仕様に該当機能の代替項目が既にあることについて確認ができた。そのため、該当要望に対する仕様上の変更対応は不要と考える</li> </ul>
⑤	<b>【帳票追加検討】</b> 帳票の追加要望に対する対応を検討する	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分の精査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令で定められていない（機能向上のための）帳票機能の修正、追加は原則、来期以降対応としたい</li> </ul>
a.	<b>【機能向上のための新規帳票機能追加要望】</b> ※計11件  <b>【意見照会において要望を受けた帳票】</b> 児童扶養手当証書の送付について、決裁用所得情報、児童扶養手当認定取消通知書、児童扶養手当受給等証明書、返還金額算出表、債務承認書の送付について、児童扶養手当返還金請求通知書、児童扶養手当分割納付額決定通知書、お知らせ（その他異動について）、児童扶養手当支払時効通知書		<ul style="list-style-type: none"> <li>機能向上のための帳票機能の修正、追加であるため、原則、来期以降対応としたい  （レイアウト修正の要望について、システム開発へのインパクトも比較的大きいものと想定）</li> <li>但し、改定のニーズが高いものや改訂はしやすいものが、存在する意見であると想定されるため、自治体にニーズを確認、対応可能性はベンダに確認することも可</li> </ul>
b.	<b>【機能向上のための既存帳票のレイアウト修正要望】</b> ※計5件 児童扶養手当受給資格者台帳を用紙2枚に収まるレイアウトに変更、現況届の住所機能欄を拡張、「児童扶養手当現況届記入要領」と「児童扶養手当現況届」の分割等		<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体分科会事前アンケートにて、令和3～5年度の検討会自治体代表に実装要望について確認したが、「重要度高」かつ「ニーズ高」7件のご要望について、継続案件として、引き続き今年度の要件検討対象にする（討議のためのベンダ分科会事前アンケートも発出済み）</li> <li>「ニーズ高」のみの8要件は来年度以降の申し送り事項にし、それ以外は検討会の検討対象から外す</li> </ul>



# 申し送り事項⑤帳票追加検討 自治体ニーズヒアリング結果まとめ

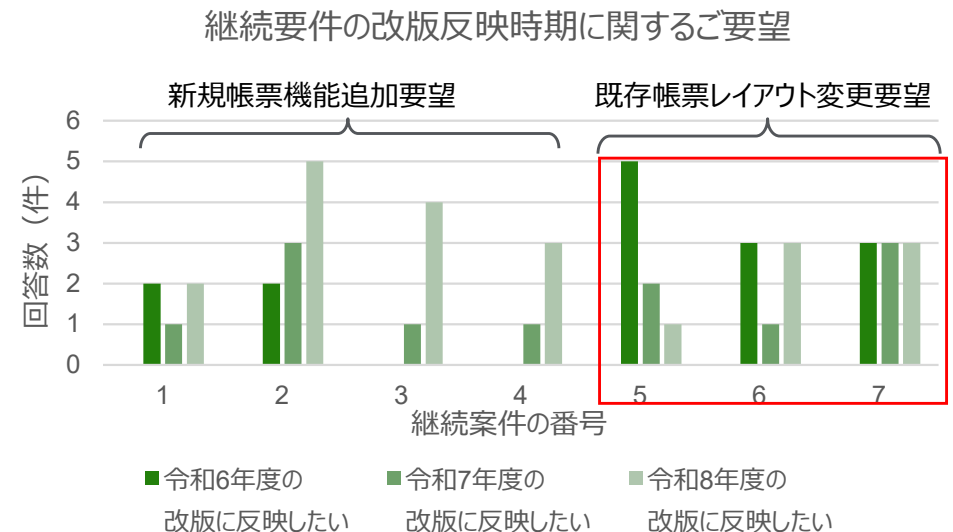
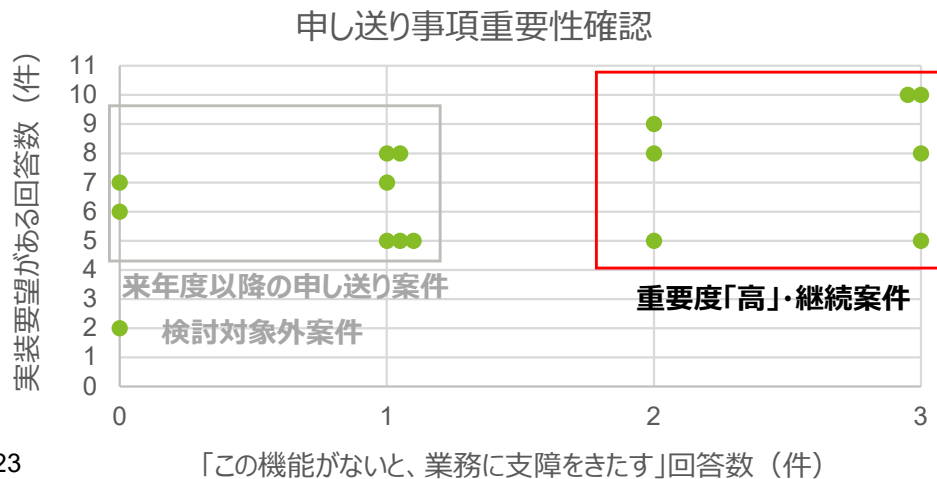
重要性が高い継続案件は、引き続き自治体分科会にて対応方針を討議し、ベンダ分科会にて実現可能性などについて検討します。その他ニーズが高い要件は、令和6年度以降の申し送り事項とします。

## 帳票追加検討の自治体ニーズヒアリング結果

- 16件帳票要件について、令和3~5年度の構成員である16自治体代表に送付したところ、11自治体から回答があった（2都道府県、3指定都市、3中核市、2特別区、1一般市）
- 案件の重要性について評価したところ（「業務に支障をきたす」との回答が2自治体以上、かつ「実装要望がある」との回答が5自治体以上ある案件を重要度「高」としている）
  - 「重要度高」と評価された7案件（参考資料p.8~10参照）については、今年度の要件検討対象となる継続案件として仕分ける
  - その他、重要度は低めだが、「ニーズが高い」8件の要件は、来年度以降の申し送り事項として、引き続き検討とする（主に、返還金や支払、審査認定処理の帳票追加要望と、「児童扶養手当受給資格者台帳」のレイアウト変更などの要望であり、参考資料p.11~13に参照）
  - 1件、重要度もニーズも低い要件（参考資料p.14に参照）について、検討会の検討対象から除外する

## 継続案件の改版に反映時期について

- 標準仕様として反映する時期について確認したところ、継続案件である4つの新規帳票機能追加要望の重要性が高いものの、多くの自治体から、「令和8年度の改版に反映したい」という回答をいただいている
- 一方、3つの既存帳票のレイアウト変更要望について、「令和6年度の改版に反映したい」と早急に対応してほしいという依頼が多くあった
- なお、「制度改正等の政策上必要と判断される」機能要件ではない限り、該当要件が標準仕様書に反映されても、システムへの適合基準日は一律令和8年度以降になる見込み



# 支払・過払関連帳票機能の追加実装要望について

ニーズが高い支払・過払金関連帳票機能の追加実装可能性と実装時期について、ご議論をお願いいたします。

## 経緯 説明

- 申し送り事項の帳票追加要望について、16の自治体代表に確認したところ、支払・過払金関連の帳票ニーズが高いと見受けられた。具体的には、以下の帳票機能について、それぞれ5自治体以上から、実装の要望があった
  - 支払関連の帳票機能
    - 未支給のまま当初支払予定より2年経過した支給情報がある受給者及び手当の情報を一覧で確認できること  
※支分権の時効が完成した場合、「児童扶養手当支払時効通知書」を出力できること
    - 現況年度更新、年齢到達処理（額改定）及び基準額改定処理をバッチ処理で行った場合は、通知書及び証書を郵送交付するため「児童扶養手当証書の送付について」を一括作成できること
    - 「児童扶養手当受給等証明書」を出力できること
  - 過払関連の帳票機能
    - 過払金が発生した場合に支払期、支払済額、過払額を記載した帳票「返還金額算出表」を作成できること
- 上記4要件について、4社のベンダ代表に実装可能性と実装時期について事前ヒアリングを行ったが（p.25~29に詳細あり）、「標準仕様として対応可能」と「標準仕様として推奨しない」とご意見が分かれている。「標準仕様として推奨しない」理由として、「システム外での対応等が望ましい」、「代替可能な標準仕様がある」、「法令で定められている帳票ではない」、「詳細仕様が連携されておらず、実装可能かの判断がつかない」、「中小規模自治体向けの仕様改修」等が挙げられている。

## 個別協議 事項2

実装需要が高い4つの支払・過払金関連帳票機能の追加要望について、標準仕様として追加可能か。また、標準仕様として推奨しない要件について、どのように設計すれば対応可能になるか。

### 標準仕様書（1.1版）の現状

- 現行の標準仕様書に該当の帳票要件がない

### 対応案

- 自治体分科会にて対応方針を討議し、ベンダ分科会にて実現可能性と時期について検討
- なお、該当帳票機能については、法令や制度改正等の政策上必要と判断される要件ではないため、適合基準日は令和8年度以降になる想定



# 機能向上のための新規帳票機能追加要望の実装可能性と実装時期に関する、ベンダ代表者へのヒアリング結果まとめ（1/5）

【凡例】：「標準仕様として対応可能」のご意見 「標準仕様として推奨しない」ご意見

#	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	自治体からの標準仕様の修正要望に関して、社内で開発されているシステム等の機能の充足状況に関するベンダ代表者の回答	標準仕様として開発・実現可能時期に関するベンダ代表者の回答
1	<p>支払予定者に関する情報を一覧で確認できること</p> <p>未支給のまま当初支払予定より2年経過した支給情報がある受給者及び手当の情報を一覧で確認できること</p> <p>※1 支分権の時効が完成した場合、「児童扶養手当支払時効通知書」を出力できること</p>	<p>・ <b>業務要件の一部に対応可能な機能を既に保有しているが、標準仕様として設定することを推奨しない</b>（3社）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ （大規模自治体向けシステム）「現況届未提出に対する通知書等発行機能」を利用して対象者の一覧を出力可能。パラメータで「時効対象年度」に指定することで、時効対象者の一覧として使用することが出来る。「児童扶養手当支払時効通知書」の出力機能は無い。</li> <li>✓ （中小規模自治体向けシステム）支払の差止者、保留者に関しては、それぞれの一覧表作成処理にて、把握することが可能である。支分権の到達予定者の一覧及び、通知書に関しては実装していない。</li> </ul>	<p><b>対応不可</b> <b>（システム外での対応等が望ましく、標準仕様として推奨しない）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ （大規模自治体向けシステム）時効対象者の一覧出力は必須であると考えているが、通知書については対象者が少なく、システム外で通知書を作成することが可能なため、オプションが望ましい。</li> <li>✓ （中小規模自治体向けシステム） 【2年経過の支払予定一覧について】 支払の差止者・保留者の一覧より対象者が把握できれば、支払予定者の一覧で別途確認出来る必要が無い。また、未提出への通知（命令）方法は、「提出命令書にて郵送する」とこととされている。</li> </ul> <p>【児童扶養手当支払時効通知書について】 児童扶養手当時効通知書は、自治体独自に定めた通知書であり、児童扶養手当法に基づいて定められた帳票様式ではないため、追加するとしても任意の実装機能とすべきと考える。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 時効については現況届未提出者のみを想定しており、現未以外の対象者についてはシステムでは対応していない。差止対象者の一覧は出力可能であるため、一覧を基に対象者の確認が可能。</li> </ul>	<p><b>対応不可</b> <b>（詳細仕様が連携されておらず、実装可能かの判断がつかなく、標準仕様として推奨しない）</b></p> <p>現行システムでは当該機能を有しておらず、どのような条件で抽出するか、その後の事務の流れ（現況届未提出と同様に資格喪失でよいか）などが整理できていない。また、「児童扶養手当支払事項通知書」のレイアウトが不明であるため、対応可否について判断できない。</p> <p>自治体へのヒアリング結果から対象者の件数は少ないと想像しているため、時効の登録は手動でよいとした場合、対象者の抽出条件および通知書のレイアウトが分かれば令和9年度までに対応可能であると考えている。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 要求事項不明。</li> </ul> <p>児童扶養手当法内で規定されている時効の定義は現況届の未提出者に対するものだという認識。現況届未提出から2年を経過した（3年度分未提出の）受給者に対して対象者の一覧作成、時効処理（喪失処理）、喪失通知書の作成はシステム対応している。</p> <p>※ 現況届未提出者には、未提出以降の支給の権限がないため、要求事項にある『支払予定者』にはあたらないという認識。</p> <p>※『支払予定者』に該当し、なおかつ支払われなかった対象者は支払差止者に該当すると思われる。支払差止者の一覧作成等の確認機能はシステム対応している。</p>	<p><b>対応不可</b> <b>（代替可能な標準仕様があるため、標準仕様として推奨しない）</b></p> <p>左記認識であるため、対応する必要がないと考えているため</p>

# 機能向上のための新規帳票機能追加要望の実装可能性と実装時期に関する、ベンダ代表者へのヒアリング結果まとめ（2/5）

【凡例】：「標準仕様として対応可能」のご意見 「標準仕様として推奨しない」ご意見

#	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	自治体からの標準仕様の修正要望に関して、社内で開発されているシステム等の機能の充足状況に関するベンダ代表者の回答	標準仕様として開発・実現可能時期に関するベンダ代表者の回答
1	<p>支払予定者に関する情報を一覧で確認できること</p> <p><u>未支給のまま当初支払予定より2年経過した支給情報がある受給者及び手当の情報を一覧で確認できること</u></p> <p>※1 <u>支分権の時効が完成した場合、「児童扶養手当支払時効通知書」を出力できること</u></p>	<p>・ <b>業務要件の一部に対応可能な機能を既に保有しているし、標準仕様として対応可能</b>（1社）</p> <p>✓ 現況届を提出しない場合、該当年度の支払情報（11月開始、翌年度10月終了）のレコードを作成しない。一括処理で年度を指定し、指定した年度より2年以上さかのぼって支払情報が存在しない場合は、事項処理対象者として一覧出力する。</p> <p>※2年経過した受給者を抽出する機能はあるが、年度開始の11月しか抽出できない。年度の途中の月から未支払いとなり、2年経過した場合は抽出できない。そのような場合は、支払差止処理を行っているため、支払差止者一覧から把握は可能。</p>	<p><b>令和10年度までに開発・実現可能</b></p> <p>当資料には、当案件単体以外にも対応が必要な案件が記載されており、それらをすべて対応した場合の工数を考慮して、「令和10年度までに開発・実現可能」としている。</p>

# 機能向上のための新規帳票機能追加要望の実装可能性と実装時期に関する、ベンダ代表者へのヒアリング結果まとめ（3/5）

【凡例】：「標準仕様として対応可能」のご意見 「標準仕様として推奨しない」ご意見

#	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	自治体からの標準仕様の修正要望に関して、社内で開発されているシステム等の機能の充足状況に関するベンダ代表者の回答	標準仕様として開発・実現可能時期に関するベンダ代表者の回答
2	過払金が発生した場合に支払期、支払済額、過払額を記載した帳票「返還金額算出表」を作成できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件の一部に対応可能な機能を既に保有しているが、標準仕様として設定することを推奨しない（2社）</li> </ul>	<p><b>対応不可</b> (代替可能な標準仕様があるため、標準仕様として推奨しない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(大規模自治体向けシステム) 過払者一覧で対象者を特定した後、画面等で必要な情報が把握できれば運用は可能と考える。そのため、帳票自体は不要と考える。</li> <li>(中小自治体向けシステム) 任意の実装機能のため実装予定なし。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(大規模自治体向けシステム) 給付サブの機能として「過払者一覧」があり、これを出力して過払い額を確認することは可能。</li> <li>(中小規模自治体向けシステム) 全く同じ業務要件に対応することが難しいが、既存システムの汎用抽出ファイル作成処理にて支払情報をcsvファイルで出力し、集計することが可能。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>返還金が発生した際の通知書や確認帳票については児童扶養手当法内に規定がない認識。児童扶養手当法内で規定されているものではない（児童扶養手当に限った話ではない）ため、現状のシステムでは汎用通知書作成等の機能での対応を想定している。</li> </ul>	<p><b>対応不可</b> (法令で定められている帳票ではない、かつ代替可能な標準仕様があるため、標準仕様として推奨しない)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件の一部に対応可能な機能を既に保有しているし、標準仕様として対応可能（2社）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>過払が発生した対象者に対して、返還金請求書を作成する機能がある。「返還金額算出表」のレイアウト次第だが、レイアウトに合わせて処理の改修が必要となる。</li> </ul>	<p><b>令和9年度までに開発・実現可能</b> 「返還金額算出表」のレイアウト次第だが、既存の機能と同様に過払の発生した対象者に対して金額など確認した上で個別に帳票出力する想定で、実現可能と考えている。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>過払金が発生した場合に支払期、過払額を記載した過払一覧は出力できる。当一覧には、支払済額は記載していないが、支払済額は、支払情報のEUC出力で確認可能。</li> </ul>	<p><b>令和9年度までに開発・実現可能</b> 当資料には、当案件単体以外にも対応が必要な案件が記載されており、それらをすべて対応した場合の工数を考慮して、「令和9年度までに開発・実現可能」としている。</p>

# 機能向上のための新規帳票機能追加要望の実装可能性と実装時期に関する、ベンダ代表者へのヒアリング結果まとめ（4/5）

【凡例】：「標準仕様として対応可能」のご意見 「標準仕様として推奨しない」ご意見

#	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	自治体からの標準仕様の修正要望に関して、社内で開発されているシステム等の機能の充足状況に関するベンダ代表者の回答	標準仕様として開発・実現可能時期に関するベンダ代表者の回答
3	<p>「児童扶養手当証書等の交付について」を出力できること</p> <p>現況年度更新、年齢到達処理（額改定）及び基準額改定処理をバッチ処理で行った場合は、通知書及び証書を郵送交付するため「児童扶養手当証書の送付について」を一括作成できること</p> <p>■帳票詳細要件 児童扶養手当証書等の交付について ■</p> <p>【管理項目】 来所日時、場所、持参するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件に対応可能な機能を既に保有しているし、標準仕様として実装済（1社）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>（大規模自治体向けシステム）既存の機能として実装済み。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件の一部に対応可能な機能を既に保有しているし、標準仕様として対応可能（1社）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>標準化対応において、児童扶養手当証書出力のバッチ処理を改修し、「児童扶養手当証書の送付について」を出力する機能を追加する。</li> </ul>	（対応時期について未回答）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件に対応可能な機能を保有していないが、標準仕様として対応可能（1社）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>当該機能は存在しない。</li> </ul>	<p><b>令和10年度までに開発・実現可能</b> 当資料には、当案件単体以外にも対応が必要な案件が記載されており、それらをすべて対応した場合の工数を考慮して、「令和10年度までに開発・実現可能」としている。</p> <p>※任意機能であれば必須機能よりは優先順位を下げ対応する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件の一部に対応可能な機能を既に保有しているが、標準仕様として設定することを推奨しない（1社）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>（中小規模自治体向けシステム）現況年度更新（現況届提出済み者を想定）の証書送付についての作成機能は備えている、年齢到達処理（額改定）、基準額改定処理での一括作成機能は備えていない。</li> </ul>	<p><b>対応不可</b> （中小規模自治体向けの仕様改修となり、標準仕様として推奨しない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（中小自治体向けシステム）年齢到達処理（額改定）及び基準額改定処理後の一括作成処理については改修が必要となる。任意の実装機能のため実装予定なし。</li> </ul> <p>※下線部で追記された一括作成の要件のみを対象としている。</p> <p>※同一事業者から、大規模自治体向けシステムであれば、標準仕様として対応済の回答をいただいている。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件に対応可能な機能を保有していないし、標準仕様として設定することを推奨しない（1社）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況届による年度更新時、あるいは手当額の改定時に証書は印刷可能。その際には継続認定通知書や額改定通知書といった通知書類と一緒に証書を発送する想定。案内文に関する規定は（児童扶養手当法内に規定されているものではないため）必要ないと思われる。</li> </ul> <p>※需給に関する重要なお知らせ等、児童扶養手当法内で規定されている案内文は別。</p>	<p><b>対応不可</b> （代替可能な標準仕様があるため、標準仕様として推奨しない）</p> <p>代替運用ができると考えているため。</p>	

# 機能向上のための新規帳票機能追加要望の実装可能性と実装時期に関する、ベンダ代表者へのヒアリング結果まとめ（5/5）

【凡例】：「標準仕様として対応可能」のご意見 「標準仕様として推奨しない」ご意見

#	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	自治体からの標準仕様の修正要望に関して、社内で開発されているシステム等の機能の充足状況に関するベンダ代表者の回答	標準仕様として開発・実現可能時期に関するベンダ代表者の回答
4	「 <u>児童扶養手当受給等証明書</u> 」を出力できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件の一部に対応可能な機能を既に保有しているし、標準仕様として対応可能（2社）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓（中小規模自治体向けシステム）既存システムが有する「支給実績証明書」が類似した用途で利用される帳票であると考えられる。</li> </ul>	<b>令和8年度までに開発・実現可能</b> 既存システムが有する「支給実績証明書」が類似した用途で利用される帳票であると考えられる。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 申請のあった受給者に対して受給者証明書を出力する機能がある。 支給日、支給金額ではなく、証書の代用として手当月額を出力している。 支給日、支給金額が必要であれば、支払通知書で代用が可能と考えている。</li> </ul>	<b>令和9年度までに開発・実現可能</b> 「児童扶養手当受給等証明書」のレイアウトが分からないため判断できませんが、証書に含まれる項目を出力する機能であれば対応可能。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件に対応可能な機能を保有していないが、標準仕様として対応可能（1社）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 当該機能は存在しない。</li> </ul>	<b>令和10年度までに開発・実現可能</b> 当資料には、当案件単体以外にも対応が必要な案件が記載されており、それらをすべて対応した場合の工数を考慮して、「令和10年度までに開発・実現可能」としている。  ※当該帳票のレイアウトの提示がないため、当期間までに対応可能としている。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件に対応可能な機能を保有していないし、標準仕様として設定することを推奨しない（2社）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓（大規模自治体向けシステム）帳票の出力機能は有していない。</li> </ul>	<b>対応不可</b> <b>（システム外での対応等が望ましく、標準仕様として推奨しない）</b> 帳票の出力内容は共通的なものであり、宛名等の考慮も不要と考えられる。 帳票の性質上、宛名の印字は不要であり、「受給している」という事実を証明するものであるために、印字する内容は「受給者氏名」や「支給開始年月」など、受給者で切り替える箇所が一部発生する可能性はあるものの、多くは共通的な文言になると想定している。 よって、EUCにて対象者情報を抽出し、帳票はシステム外での出力が望ましい。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 児童扶養手当法として証書が規定されているため、システムでは証書を作成可能。証書で対応可能だと思われる。</li> </ul>	<b>対応不可</b> <b>（代替可能な標準仕様があるため、標準仕様として推奨しない）</b> 代替運用ができると考えているため



# 現況届の帳票レイアウト変更要望について

ニーズが高い現況届の帳票レイアウト修正の変更要望における注意すべき事項について、ご議論をお願いいたします。

## 経緯 説明

- 令和4年度の全国意見照会や、本検討会の自治体分科会事前ヒアリング経由で、現況届の帳票レイアウトの修正に関するニーズが高く、日々の業務の効率性に関わるため、早急に対応してほしいというご要望が多いことが分かった。特に、下記3つの修正要望が今回の継続案件として判断された
  - 児童扶養手当現況届
    - ✓ 用紙2枚に収まるレイアウトに変更
    - ✓ 住所欄を拡張
  - 児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ
    - ✓ 様式を分割
- 4社のベンダ代表に実装可能性と実装時期について事前ヒアリングを行ったが（p.31~33に詳細あり）、4社とも該当改修要望について同意し、提示されたレイアウトに沿った改修が必要となるが、システム上、遅くとも令和9年度までに対応可能とのことだった（一部、既に該当調整を加えている事業者もいる）
- なお、該当現況届のレイアウトは法令で定められているため、簡易に改修できるものではない。また、現在のこども家庭庁の方針として、まずは、児童扶養手当額の向上に関わる指針や現場における対応について資源を集中すべく、帳票レイアウトの再見直しに関しては、現況届のデジタル化・オンライン化に関するトピックが上がった際に討議することが望ましいとしている

## 個別協議 事項3

**既存帳票のレイアウト修正に関わる検討・実施が先になる見込みだが、  
該当変更要望について、システム実装の観点から、注意すべき事項があるか。  
また、どのようなレイアウト設計に変更すれば対応しやすいか**

### 標準仕様書（1.1版）の現状

- 既存の帳票レイアウト

### 対応案

- 該当現況届のレイアウトは法令で定められているため、簡易に改修できるものではないが、今後改修となる際の参考材料として、自治体分科会にて改修要望を確認し、ベンダ分科会にて実現可能性について検討

# 機能向上のための既存帳票レイアウト変更要望の実装可能性と実装時期に関する、ベンダ代表者へのヒアリング結果まとめ（1/3）

【凡例】：「標準仕様として対応可能」のご意見 「標準仕様として推奨しない」ご意見

#	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	自治体からの標準仕様の修正要望に関して、社内で開発されているシステム等の機能の充足状況に関するベンダ代表者の回答	標準仕様として開発・実現可能時期に関するベンダ代表者の回答
5	「児童扶養手当現況届」を、用紙2枚に収まるレイアウトに変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件に対応可能なレイアウトを既に保有しているし、標準仕様として実装済（1社）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現状の現況届は表面／裏面の1ページ（両面印刷で1枚）に収まるレイアウトとなっている。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件の一部に対応可能なレイアウトを既に保有しているし、標準仕様として対応可能（1社）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 1ページ目のみ出力し、2ページ目以降については全受給者で一律の文言となるため、出力しない。</li> </ul>	<b>令和9年度までに開発・実現可能</b> 当資料には、当案件単体以外にも対応が必要な案件が記載されており、それらをすべて対応した場合の工数を考慮して、「令和9年度までに開発・実現可能」としている。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件に対応可能なレイアウトを保有していないが、標準仕様として対応可能（2社）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ （大規模自治体向けシステム）現在の標準仕様の帳票様式では、2ページ目以降の注意事項が2ページ分用意されており、合計で3ページで出力することになっているため、対応を現在行っている。</li> <li>✓ （中小規模自治体向けシステム）現在の標準仕様の帳票様式に沿って対応している。</li> </ul>	<b>令和8年度までに開発・実現可能</b> （提示されたレイアウトに沿った改修が必要なため。）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 複数枚になると運用上の封入誤りやミスを誘発するため、1枚に収まるレイアウトとすべき。</li> </ul>	（対応時期について未回答）

# 機能向上のための既存帳票レイアウト変更要望の実装可能性と実装時期に関する、ベンダ代表者へのヒアリング結果まとめ（2/3）

【凡例】：「標準仕様として対応可能」のご意見 「標準仕様として推奨しない」ご意見

#	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	自治体からの標準仕様の修正要望に関して、社内で開発されているシステム等の機能の充足状況に関するベンダ代表者の回答	標準仕様として開発・実現可能時期に関するベンダ代表者の回答
6	「児童扶養手当現況届」の住所欄を 拡張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>業務要件に対応可能なレイアウトを既に保有しているし、標準仕様として実装済</b>（2社） <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大きい方が望ましいと思われる。</li> <li>※ これは他の項目についても言える。システムでは記入するに当たって不都合な点は児童扶養手当法内で規定されているレイアウトから調整を加えている。（裏面も同様に調整している）</li> <li>✓ 住所欄は国様式より広く、上段の氏名の真ん中までは確保している。また、行も2行まで印字可能。</li> <li>※ 住所欄について桁数不足などの指摘は受けていない。</li> </ul> </li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>業務要件に対応可能なレイアウトを保有していないが、標準仕様として対応可能</b>（2社） <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現在の標準仕様の帳票様式に沿って対応している。</li> </ul> </li> </ul>	<b>令和8年度までに開発・実現可能</b> (提示されたレイアウトに沿った改修が必要なため。)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 住所欄に限らず、氏名や児童氏名などレイアウトを見直した方がいいと考えます。枠が狭いとオーバー字の対象が増えたり、確認しづらいため。</li> </ul>	(対応時期について未回答)



# 機能向上のための既存帳票レイアウト変更要望の実装可能性と実装時期に関する、ベンダ代表者へのヒアリング結果まとめ（3/3）

【凡例】：「標準仕様として対応可能」のご意見 「標準仕様として推奨しない」ご意見

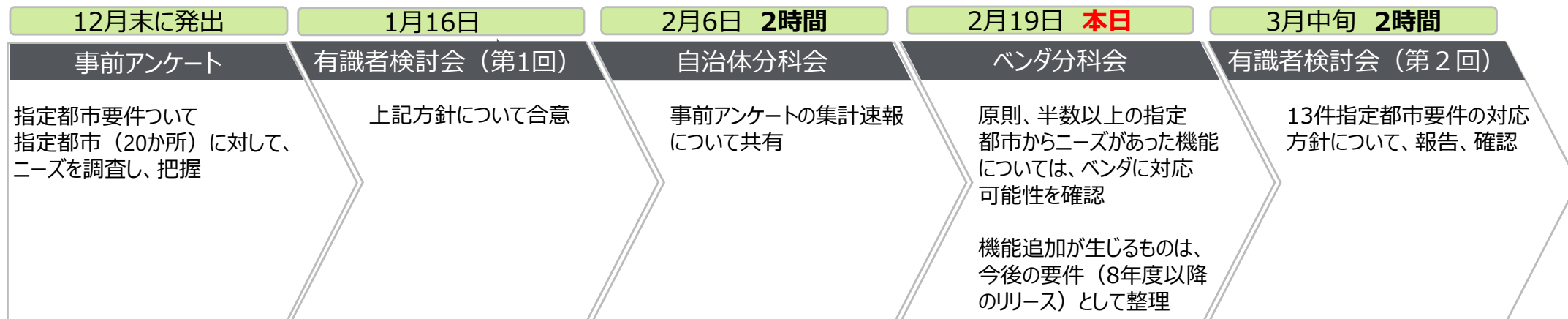
#	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	自治体からの標準仕様の修正要望に関して、社内で開発されているシステム等の機能の充足状況に関するベンダ代表者の回答	標準仕様として開発・実現可能時期に関するベンダ代表者の回答
7	<p>「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」の様式を分割</p> <p>①児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ これまで1ページ目とされていた内容</p> <p>②児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ補足 これまで2ページ目以降とされていた内容</p>	<p>・ <b>業務要件に対応可能なレイアウトを既に保有しているし、標準仕様として実装済</b>（1社）</p> <p>✓ 要求内容に同意する。</p> <p>※ 現状は上記の現況届と同様に、システムで独自に調整を加えている。（証書の裏面なども1ページで出力するには非常に小さいフォントサイズになってしまうため、調整を加えている）</p>	
		<p>・ <b>業務要件の一部に対応可能なレイアウトを既に保有しているし、標準仕様として対応可能</b>（1社）</p> <p>✓ 1ページ目のみ出力し、2ページ目以降については全受給者で一律の文言となるため、出力しない。</p>	<p><b>令和9年度までに開発・実現可能</b> 当資料には、当案件単体以外にも対応が必要な案件が記載されており、それらをすべて対応した場合の工数を考慮して、「令和9年度までに開発・実現可能」としている。</p>
		<p>・ <b>業務要件に対応可能なレイアウトを保有していないが、標準仕様として対応可能</b>（2社）</p> <p>✓ （大規模自治体向けシステム）現在の標準仕様の帳票様式に沿って対応している。</p>	<p><b>令和8年度までに開発・実現可能</b> 様式の分割もそうであるが、そもそもとして2ページ以降の補足部分も1ページにまとまるようなレイアウトとした方が良い。</p>
		<p>✓ 2ページ目、3ページ目は全受給者一律で同じ内容とし、同封物として用意いただきシステム出力は1ページ目のみ対象とするのが事務効率がよいと考える。</p>	<p>（対応時期について未回答）</p>
		<p>・ <b>業務要件に対応可能なレイアウトを保有していないし、標準仕様として設定することを推奨しない</b>（1社）</p> <p>✓ （中小規模自治体向けシステム）現行システムでは1～3ページが続けて印字される。パラメータによって、「①片面印刷、②両面印刷の1枚目の裏面が白紙、③2枚目の裏面が白紙」の中から選択できる。1ページだけまとめて印刷することはできない。</p>	<p><b>対応不可</b> （システム外での対応等が望ましく、標準仕様として推奨しない） レイアウトが変更されるわけではないため、出力される単位についてはシステムごとの実装を可能とし、標準仕様への記載は不要と考える。</p> <p>現行システムでは問題なく運用できているため、様式の分割について記載するのであれば任意の実装条件としていただきたい。</p> <p>※同一事業者から、大規模自治体向けシステムであれば、標準仕様として対応可能の回答をいただいている。</p>

## **論点2.指定都市要件の取り扱い方針**

## 論点2.指定都市要件の取り扱い方針（事務局案）

令和5年度（2024年3月）までは、基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令に定められた対応要件のみ、標準仕様書への改版に反映予定です。

令和5年度の取り扱い方針	指定都市要件	対応詳細
<p>■ 令和5年度にニーズを確認し、判定区分が「成案」となった要件のみ、今年度の改版に反映</p> <p>※2/2（金）にデジタル庁から指摘を受け、検討会方針から変更</p> <p><b>今年度の検討範囲</b></p>	<p>令和5年度「再検討見直し」の指定都市要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該要件は令和4年度の指定都市要件として起票されたが、指定都市と事業者にて当該機能要件の必要性について最終確認を求めた結果、「要件見直しの要望が少ない」や「各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案し対応なし」などの理由で、令和5年度の「再検討」事項と見直した</li> <li>該当13件要望について、自治体分科会事前アンケートにて、指定都市20か所の実装要望を確認した。「過半数の指定都市から実装要望があり」、かつ「この機能がないと、業務に支障をきたす」と2指定都市以上から回答がある案件を、「重要度高」として評価しているが、該当3案件について、引き続き今年度の継続検討対象とする。ベンダ分科会にて実装可能性について確認してから、「成案」か「成案予定」になるかを見極める</li> <li>その他の10件のご要望について、指定都市要件の整理上一旦「不採用」として区分するが、うち、ニーズが高い3件要件（過半数ではないが、8自治体以上から実装要望あり）については、来年度以降の申し送り事項にする</li> </ul>

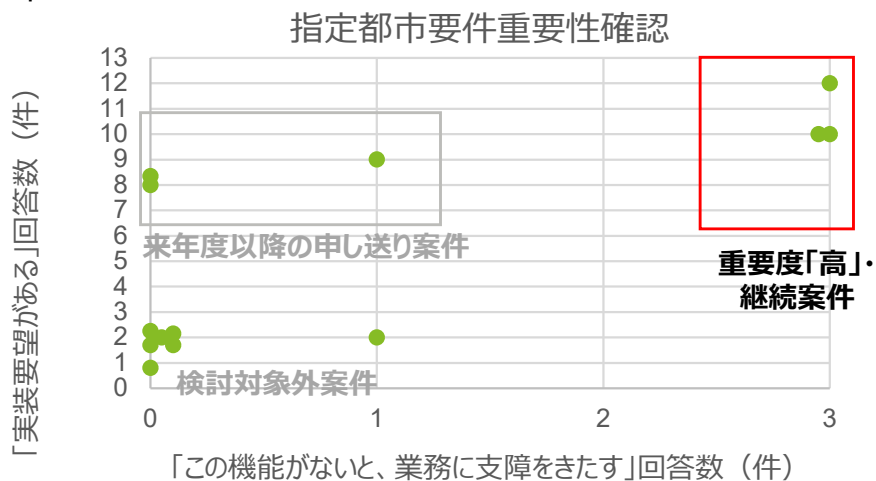


# 再検討見直し指定都市要件 自治体ニーズヒアリング結果まとめ

重要性が高い継続案件は、引き続き自治体分科会にて対応方針を討議し、ベンダ分科会にて実現可能性などについて検討します。その他ニーズが高い要件は、令和6年度以降の申し送り事項とします。

## 再検討見直し指定都市要件ニーズヒアリング結果

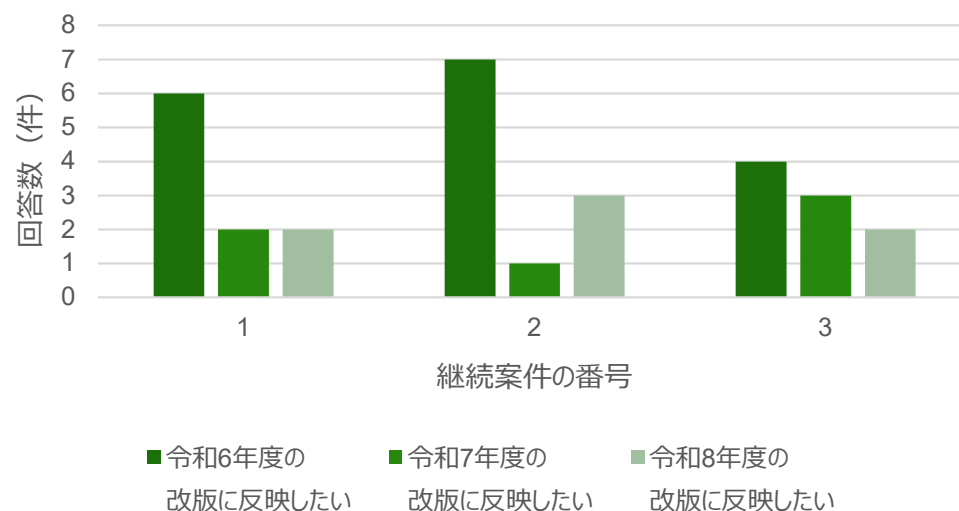
- 13件帳票要件について、20カ所の指定都市に送付したところ、13指定都市から回答があった
- 案件の重要性について評価したところ（過半数の指定都市から実装要望があり、かつ「この機能がないと、業務に支障をきたす」と2指定都市以上から回答がある案件を、重要度「高」としている）
  - ・ 「重要度高」と評価された3案件（参考資料p.15~16参照）については、今年度の継続検討案件とし、ベンダ分科会にて実装可能性について確認してから、「成案」要件は今年度の改版に反映予定
  - ・ その他の10件のご要望について、指定都市要件の整理上一旦「不採用」とする。うち、ニーズが高い3要件（過半数ではないが、8自治体以上から実装要望あり）については、来年度以降の申し送り事項にする（一時保護情報との連携、受給者の任意の送付先を選択可能とすること、関連者検索のEUC機能の追加要望が該当し、参考資料p.17~19に参照）



## 継続案件の改版に反映時期について

- 標準仕様として反映する時期について確認したところ、継続案件については、「令和6年度の改版に反映したい」と早急に対応してほしいという依頼が多くあった
- なお、「制度改正等の政策上必要と判断される」機能要件ではない限り、該当要件が標準仕様書に改版されても、システムへの適合基準日は一律令和8年度以降になる見込み

継続要件の改版反映時期に関するご要望



# 指定都市要件の追加実装要望について

ニーズが高い指定都市要件の実装可能性と実装時期について、ご議論をお願いいたします。

## 経緯説明

- 指定都市要件の機能追加要望について、20カ所の指定都市に確認したところ、以下の帳票機能について、過半数の指定都市実装の要望があった
  - 新規機能追加要望
    - 医療助成システムへ渡す現況年度更新結果データを作成し連携できること  
(※ 連携回数及び連携時期をマスタで設定できること)
    - 支給要件別、申請者別（父・母・養育者）別の受給状況を抽出し、一覧を確認、データの加工ができること
  - 既存帳票のレイアウト修正要望
    - 「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」の余白部分に「令和〇年度現況」もしくは「令和〇年〇月経過月」と記載する
- 上記要件について、4社のベンダ代表に実装可能性と実装時期について事前ヒアリングを行った（p.38~40に詳細あり）
  - 新規機能追加要望について、どちらも過半数の「標準仕様として推奨しない」とのご意見をいただいている。「標準仕様として推奨しない」理由として、「一意実装について定義可能な仕様ではない」、「代替可能な標準仕様がある」、「詳細仕様が連携されておらず、実装可能かの判断がつかない」等が挙げられている。
  - 既存帳票レイアウトの修正要望について、4社とも該当改修要望について同意し、提示されたレイアウトに沿った改修が必要となるが、システム上、遅くとも令和9年度までに対応可能とのことだった（一部、既に該当調整を加えている事業者もいる）

## 個別協議 事項4

新規機能追加要望について、指定都市からのニーズが高いが、標準仕様として推奨しない整理でよいか。  
既存帳票のレイアウト修正要望は「成案」とし、今年度の改版に反映し、適合基準日を令和9年度にしてよいか

### 標準仕様書（1.1版）の現状

- 現行の標準仕様書に該当の帳票要件がない

### 対応案

- 自治体分科会にて対応方針を討議し、ベンダ分科会にて実現可能性と時期について検討
- なお、該当帳票機能については、法令や制度改正等の政策上必要と判断される要件ではないため、標準仕様書への改版も、システムへの適合基準日も令和8年度以降になる想定

# 指定都市要件継続案件\_他システムとの連携要望の実装可能性と実装時期に関する、ベンダ代表者へのヒアリング結果まとめ

【凡例】：「標準仕様として対応可能」のご意見 「標準仕様として推奨しない」ご意見

#	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	指定都市からの標準仕様の修正要望に関して、社内で開発されているシステム等の機能の充足状況に関するベンダ代表者の回答	標準仕様として開発・実現可能時期に関するベンダ代表者の回答
1	<p>医療助成システムへ渡す現況年度更新結果データを作成し連携できること。</p> <p>※ 1 連携回数及び連携時期をマスタで設定できること。</p>	<p>・ <b>業務要件に対応可能な機能を保有していないし、標準仕様として設定することを推奨しない</b> (3社)</p>	
		<p>✓ 現状では対応予定なし。</p>	<p><b>対応不可</b> (一意実装について定義可能な仕様ではないため、標準仕様として推奨しない) (すべての自治体で実装される機能ではないと思われるため、オプションが望ましい。)</p>
		<p>✓ 同一パッケージの場合は医療費助成システムが児童扶養手当の現況届情報を参照し処理が可能になる。医療費助成システムが別システムの場合、児童扶養手当から現況届情報を連携する機能はない。</p>	<p><b>対応不可</b> (代替可能な標準仕様があるため、標準仕様として推奨しない) (基本データリストで対応可能であるとする)</p>
		<p>✓ パッケージ内に児童扶養手当システムと医療費助成システムがあるため、(権限がある職員であれば、データ連携せずとも) ユーザーは確認できている想定。</p> <p>医療費助成において参照する児童扶養手当の情報は、基本的に資格状態と所得判定結果(所得額内訳含む)だと思われるので、それらについては何等か確認方法があるかと思われ、医療費助成の運用は都道府県によっての差異が大きいため、データ連携まで規定する必要があるかは不明。</p> <p>※ データ連携の必要があるのであれば、児童扶養手当の副本情報を照会要求するなどの仕組みがあってもよいと思う。 (現状の副本に所得内容まで含まないため、現状の副本項目では改善の余地があるのではないかとと思われる)</p>	<p><b>対応不可</b> (一意実装について定義可能な仕様ではないため、標準仕様として推奨しない) 医療費助成制度は、都道府県制度であり、データ連携の目的、内容を一意に特定し、規定すると、それ以外に多くの連携も入れほしいという声が大きくなると想定される。よって、標準業務と標準外連携という全体最適な視点で他業務をまきこみ議論するべきではないかと思う</p>
		<p>・ <b>業務要件に対応可能な機能を保有していないが、標準仕様として対応可能</b> (1社)</p>	
		<p>✓ 医療助成システムへ渡す現況年度更新結果データを作成する機能はない。</p>	<p><b>令和9年度までに開発・実現可能</b> 当資料には、当案件単体以外にも対応が必要な案件が記載されており、それらをすべて対応した場合の工数を考慮して、「令和9年度までに開発・実現可能」としています。</p>



# 指定都市要件継続案件\_新規帳票機能追加要望の実装可能性と実装時期に関する、ベンダ代表者へのヒアリング結果まとめ

【凡例】：「標準仕様として対応可能」のご意見 「標準仕様として推奨しない」ご意見

#	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	指定都市からの標準仕様の修正要望に関して、社内で開発されているシステム等の機能の充足状況に関するベンダ代表者の回答	標準仕様として開発・実現可能時期に関するベンダ代表者の回答
2	支給要件別、申請者別（父・母・養育者）別の受給状況を抽出し、一覧を確認、データの加工ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>業務要件の一部に対応可能な機能を既に保有しているが、標準仕様として設定することを推奨しない</b>（3社） <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ （大規模自治体向けシステム） 現行の機能である「報告内容出力処理」において、以下の内容を出力できる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失者の受給期間等の状況</li> <li>・資格喪失者に係る支給対象児童の支給開始年齢</li> <li>・受給者の年齢状況</li> <li>・支給対象児童の年齢状況</li> <li>・受給者の受給期間の状況</li> <li>・支給停止者の受給期間の状況</li> </ul> </li> <li>ただ、左に記載されている内容が、上記ですべて満たしているかどうかについては不明。</li> </ul> </li> <li>✓ （中小規模自治体向けシステム） 申請者別の受給状況は現行システムの「支払月別状況表作成処理」、「段階別支払実績集計表作成処理」にて出力可能。支給要件別には対応していない。</li> </ul>	<p><b>対応不可</b> （代替可能な標準仕様があるため、標準仕様として推奨しない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ （大規模自治体向けシステム） 自治体のヒアリング結果において「第61表の作成や予算計上に必要」との記載があるが、福祉行政報告例第61表に関しては、既に必須要件とされているため、今後システムからの出力が可能となる想定である。予算計上については、実装必須として整理されている他の統計資料を実装することで、予算の確認も可能になるものと想定しているため、標準仕様追加案で示されている機能に関しては不要と考えている。</li> </ul> <p><b>対応不可</b> （一意実装について定義可能な仕様ではないため、標準仕様として推奨しない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ （中小規模自治体向けシステム） 特定の自治体の既存の機能に依存する内容であり、具体的な要件が分からないので記載すべきではないと考える。指定都市要件、かつ任意の実装機能のため実装予定なし。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ EUCにて条件を指定して抽出が可能。</li> </ul>	<p><b>対応不可</b> （代替可能な標準仕様があるため、標準仕様として推奨しない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ データの加工ということであれば、EUCで対象者を抽出できればよい認識である。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 申請者別（父・母・養育者）別の受給状況を抽出し、一覧を確認、データの加工ができることには対応しているが、支給要件別には抽出できない。支給要件別とは何を指すのか明確化してほしい。</li> </ul>	<p><b>対応不可</b> （詳細仕様が連携されておらず、実装可能かの判断がつかなく、標準仕様として推奨しない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 支給要件別が何を指すのかわからないので対応不可としている。基本データリストの「支給区分」を指すのであれば、令和10年度までに開発・実現可能。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>業務要件に対応可能な機能を既に保有しているし、標準仕様として実装済</b>（1社）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ オンライン機能 [受給者一覧] やバッチ機能 [受給資格者関連帳票作成（一覧表作成）] で確認可能。オンライン機能においては抽出条件や表示条件を変更可能。</li> </ul>	

# 指定都市要件継続案件\_帳票のレイアウト修正要望の実装可能性と実装時期に関する、ベンダ代表者へのヒアリング結果まとめ

【凡例】：「標準仕様として対応可能」のご意見 「標準仕様として推奨しない」ご意見

#	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	自治体からの標準仕様の修正要望に関して、社内で開発されているシステム等の機能の充足状況に関するベンダ代表者の回答	機能の開発・実現可能時期に関するベンダ代表者の回答
3	児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の余白部分に「令和〇年度現況」もしくは「令和〇年〇月経過月」と記載する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件に対応可能なレイアウトを既に保有しているし、標準仕様として実装済（1社）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>システムでは現況届の年度、および5年等満了月を独自に印字している。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件の一部に対応可能なレイアウトを既に保有しているし、標準仕様として対応可能（1社）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>カスタマイズにて該当帳票を出力しているケースがある。</li> </ul>	令和9年度までに開発・実現可能
		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件に対応可能なレイアウトを保有していないが、標準仕様として対応可能（2社）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>（大規模自治体向けシステム）現在の標準仕様の帳票様式に沿っての対応を予定している。</li> </ul>	令和8年度までに開発・実現可能
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書は出力できるが、国様式に準拠しており、余白部分に「令和〇年度現況」もしくは「令和〇年〇月経過月」とは記載しない。</li> </ul>	令和9年度までに開発・実現可能 当資料には、当案件単体以外にも対応が必要な案件が記載されており、それらをすべて対応した場合の工数を考慮して、「令和9年度までに開発・実現可能」としている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要件に対応可能なレイアウトを保有していないし、標準仕様として設定することを推奨しない（1社）</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>（中小規模自治体向けシステム）児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書について現行システムでは実装していない。標準化後においても実装オプション機能のため実装しない。</li> </ul>	<p><b>対応不可</b> （中小規模自治体向けの仕様改修となり、標準仕様として推奨しない） 実装予定がないため。</p> <p>※同一事業者から、大規模自治体向けシステムであれば、標準仕様として対応可能な回答をいただいている。</p>	



# **論点3.振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改定 及びシステム改修方針共有**

# 論点3.振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改定及びシステム改修方針共有

振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改版は令和5年度末までに行い、システム改修は令和6年度末までに対応いただきます。

## 【振り仮名法制化背景\*】

現状、行政機関が保有する「氏名」の情報の多くは漢字であり、外字が使用されている場合にはデータベース化の作業が複雑となり、特定の者の検索に時間を要する。また、金融機関等において氏名の振り仮名が本人確認のために利用されている場合があるところ、複数の振り仮名を使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとすることが懸念される。そのため、行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意のものに特定し、公証するニーズが高まっている

これを受け、デジタル社会形成整備法附則第73条において「政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、**個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とする**ことを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされた

## 【標準仕様書への影響】

「フリガナ」に関する表記を下記二つに使い分ける ■ 「振り仮名」： <b>日本人氏名における振り仮名</b> を指す ■ 「フリガナ」： <b>旧氏並びに外国人氏名及び通称名</b> を指す	機能要件	「受給資格者氏名／死亡した受給資格者情報（カナ）／（新・旧カナ氏名）」、「請求者／請求者（である児童）情報（カナ氏名）」、「支給対象児童情報（新・旧カナ氏名）」、「父・母のカナ氏名」、「有期対象者（カナ氏名）」、「口座名義人（カナ）」、「届出者情報（カナ氏名）」、「転入届情報（カナ氏名）」などの表記を一様に「 <b>〇〇氏名（振り仮名（フリガナ））</b> 」と修正
	帳票詳細要件／帳票レイアウト	「（ふりがな）」、「カナ氏名」、「口座名義人カナ」などの表記を一様に「 <b>〇〇氏名（振り仮名（フリガナ））</b> 」と修正

\*総務省令和5年10月25日「氏名の振り仮名法制化に伴う住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の検討」資料を引用

# 振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改定箇所一覧

#	改定対象標準仕様書	改定方針	改定対象機能要件/帳票名	ページ数 (帳票のみ)
1	別紙2_機能要件	「受給資格者氏名／死亡した受給資格者情報（カナ）／（新・旧カナ氏名）」、「請求者／請求者（である児童）情報（カナ氏名）」、「支給対象児童情報（新・旧カナ氏名）」、「父・母のカナ氏名」、「有期対象者（カナ氏名）」、「口座名義人（カナ）」、「届出者情報（カナ氏名）」、「転入届情報（カナ氏名）」などの表記を一様に「○○氏名（振り仮名（フリガナ））」と修正	<機能ID> 0200057 0200058 0200059 0200093 0200102 0200151 0200166 0200173 0200400 0200179 0200188 0200195 0200204 0200210 0200222 0200230 0200239 0200434 0200251 0200252 0200253 0200261 0200278 0200288 0200300	-
2	別紙4-1_帳票詳細要件 (統計・報告を除く)	「（ふりがな）」、「カナ氏名」、「口座名義人カナ」などの表記を一様に「○○氏名（振り仮名（フリガナ））」と修正	児童扶養手当証書	p.4
			児童扶養手当受給資格者台帳	p.13,14
			児童扶養手当受給資格者名簿	p.22
			児童扶養手当住所変更（転出・転入）・金融機関変更届	p.30
			児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書	p.52
3	別紙5-1_帳票レイアウト (統計・報告を除く)		児童扶養手当受給資格者台帳	p.18
			児童扶養手当受給資格者名簿	p.21
			児童扶養手当住所変更（転出・転入）・金融機関変更届	p.29
			児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書	p.67

## **論点 4 . 令和5年度領域間の整合作業の方針共有**

## 論点4.令和5年度領域間の整合作業の方針共有

順次、デジタル庁が示された領域間の整合作業対応や、地方自治体、事業者から寄せられたご意見における、児童扶養手当システム側と関連している要件について、標準仕様書の要修正箇所を特定し、対応していきます。

- 下記**共通標準仕様書、及びデータ要件・連携要件の標準仕様（総論、各論）**の改版内容を精査した結果、予定している「振り仮名法改正に伴う記述の改定（論点3）」以外、追加で要改定の項目がないということが分かった（参考資料p.20~21参照）。
  - ✓ 2023年9月29日に改版を公開した「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.1版】」
  - ✓ 2024年2月14日に改版を公開した「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.2版】」
  - ✓ 2024年2月14日に改版を公開した「データ要件・連携要件標準仕様書（総論）【第3.1版】」
  - ✓ 2024年2月14日に改版を公開した「児童扶養手当\_基本データリスト【第3.0版】」と「児童扶養手当\_機能別連携仕様【第3.0版】」
- その他、デジタル庁から示された**標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方**などについて、児童扶養手当システムと関連している要修正箇所に対応
  - 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方への対応（令和5年10月改定版）
    - － 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方に準じた改定を行う
      - ✓ （原則）制度改正等により標準仕様書を改定する場合、適合基準日の1年前までに改定とする（8月31日又は1月31日に改定を行う）。機能要件等の適合基準日は、改定日の1年後以降とする。
      - ✓ （例外）制度改正等における施行日に時間的余裕がない等の特段の事情がある場合、適合基準日の1年以内に改定とする。制度改正等の検討段階から影響を確認し、事前に改定内容を公開する等、地方公共団体及び開発事業者が対応できるよう配慮すること。
    - － 標準仕様書機能要件の改定ルールについて（横並び調整方針令和5年6月改定版）に準じた改定を行う（参考資料p.22参照）
  - 標準仕様書と適合確認に関する考え方への対応
    - － 標準仕様書の機能要件について、機能IDの単位で改定内容の適合基準日を明示する。
    - － 移行支援期間中に標準仕様書の改定を行う場合の改定に係る各機能要件の適合基準日は、「標準仕様書と適合確認に関する考え方」に記載のとおり規定すること。等
- また、**地方自治体、事業者から寄せられたご意見**について適宜対応し、関連する標準仕様書における要修正箇所を特定する（次ページ）
  - PMOツール等で、誤記・不整合や、「要件の考え方・理由」の追加依頼のご連絡があったものについて対応する。
  - 他業務領域で発見した課題（指定都市内の区間異動など）に関する20領域間の整合調整対応を検討する。

# 地方自治体、事業者から寄せられたご意見への対応（1/2）

地方自治体、事業者からのご意見について順次対応し、関連する標準仕様書における要修正箇所を特定し、一部のご指摘については、来年度以降の検討申し送り事項として扱います。

- 児童扶養手当の標準仕様書作成・改定に向けた検討会の事務局では、検討会期間中に合計30件ほどPMOツール等経由で寄せられた地方自治体や事業者からのご意見について回答した。うち、2件改版に繋がるご指摘があり、今年度中に該当要件を改版し、全国意見照会にかける予定となっている
  - 児童扶養手当の機能要件の「0200004」について、都道府県は連携必須「◎」になっているが、障害者福祉システムにおいて都道府県は、標準化対象外のため、連携必須「◎」から標準オプション機能「○」に修正
  - 帳票詳細要件の日付項目の定義が曖昧というご指摘に対し、「要件の考え方・理由」の帳票要件詳細の「備考」に、以前から定義された基本方針について追記
  
- 令和3年度の検討会の自治体代表から、「今回の調査では令和8年9月を目途に国が目指しているeLTAXを活用した公金収納に関する項目はなかったようですので、次々回以降の仕様書改定の際には過払金等の取り扱いに関する内容が反映されるものと想定しています」のご意見をいただいた
  - ども家庭庁は、現時点では、「令和8年9月までに全国でeLTAXが使えるように取り組む公金の対象」となっていないことについて、デジタル庁に確認が取れたため、特に対応が不要になる
  - なお、状況が変わり、今年度の検討会開催期間中に上記の対象になったとしても、該当内容が児童扶養手当業務との関連度が低いため、他領域と平仄を併せて検討することとして、令和6年度以降に申し送る  
(eLTAXを活用した公金収納について、対象が「①いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金」、「②その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金」を扱う業務であり、過払金対応にて関連する業務があるが、児童扶養手当は関連度が低い)
  
- 事業者からは、現在はシステムの設計段階に入っているため、将来のシステム実装をイメージした詳細な要件定義、特に所得判定に使用されるデータ項目や組み込みロジック、そして各自治体の統計・報告用帳票の集計ロジックについて、明確にしてほしいというご要望を複数いただいた
  - なお、位置づけ上、上記仕様は政府機関であるども家庭庁が標準仕様として一律定義し提示すべきものではなく（他の標準化対象の業務も同様）、現場において事業者と担当自治体が、事務の実態について確認しながら合意すべきものだとして認識している
  - ただし、標準仕様書外ではあるが、事業者（担当自治体）ごとに仕様について確認したい点があるため、今後必要に応じて調整していく



## 地方自治体、事業者から寄せられたご意見への対応（2/2）

以下、児童扶養手当システムの標準仕様書における要修正箇所はないが、20業務のデータ要件・連携要件の修正があったため、情報を共有します。

- 別業務（介護保険・障害者福祉システム）の標準仕様書作成・改定に向けた検討会にて、指定都市代表から、「区間異動」の異動事由を他業務に連携しなければ業務に支障をきたすという意見が挙がった。
  - 具体的には、介護保険業務において、被保険者の異なる自治体間の住所異動は、住基法上で「転出・転入」に該当し、保険者番号が変わるのが一般的な運用になる。なお、同一指定都市における異なる区間の住所異動も住基法上、「転出・転入」に該当するが、区間異動する際の、保険者番号は変更しない運用になっている。当該特別運用を機能させるため、「区間異動」を識別するデータ項目を、住基システムより連携してほしいという要望があった
  - 当該要望について、デジタル庁が昨年末に20業務における影響調査を行った。児童扶養手当の業務においても、指定都市の「区間異動」に関わる特別運用があるため（指定都市の区単位で通知書等に印字する公印種類及び印影が変わる）、児童扶養手当システムとしても、「区間異動」を識別可能なデータ項目を連携してほしいという要望をデジタル庁にあげた
  - 上記調査結果を踏まえ、デジタル庁が総務省と対応方針について確認した結果、住民記録システム標準仕様書の機能要件としては変更ないが、令和6年2月のデータ要件・連携要件の改定において、住民基本台帳の基本データリストにおけるコードの「記載の事由」及び「削除の事由」に、下記新規コード値を追加した
    - ✓ コードID：020「記載の事由」にコード値：10「記載 国内転入（同一政令指定都市内の区をまたぐもの）」を追加
    - ✓ コードID：021「削除の事由」にコード値：29「削除 国内転出（同一政令指定都市内の区をまたぐもの）」を追加

# 論点5.ガバメントクラウドへのシステム移行 におけるベンダの課題

# ガバメントクラウドへのシステム移行

ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダ側の課題について、ご議論をお願いいたします。

## 経緯 説明

- 地方自治体によるガバメントクラウドの活用対応方針\*は、国の重点方針であることが分かった
  - ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る
  - ② 地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す
  - ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダロックインによる弊害を回避する
- 上記のガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合したシステムへの移行における課題感をベンダ間で共有し、目線を合わせることで、円滑なシステム移行の推進を図る

(参考) ベンダ側の課題仮説

- ✓ 集中している令和7年度末までの移行ニーズに向けて、開発・移行にあたる工数等の観点で手が回らない
- ✓ 自治体の業務繁忙期における調整や、マルチベンダ・マルチクラウド対応における他社とのスケジュール調整や、技術的な調整に伴う現場対応に必要な工数が大きい
- ✓ 自治体が今まで使ったメインフレームや、独自の業務要件・情報セキュリティポリシーに合わせて個別開発したシステムに対して、ガバメントクラウドに合わせる機能・データの移行にあたる検討事項が多く、移行するのに時間がかかる

## 個別協議 事項5

## ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダ側の課題について

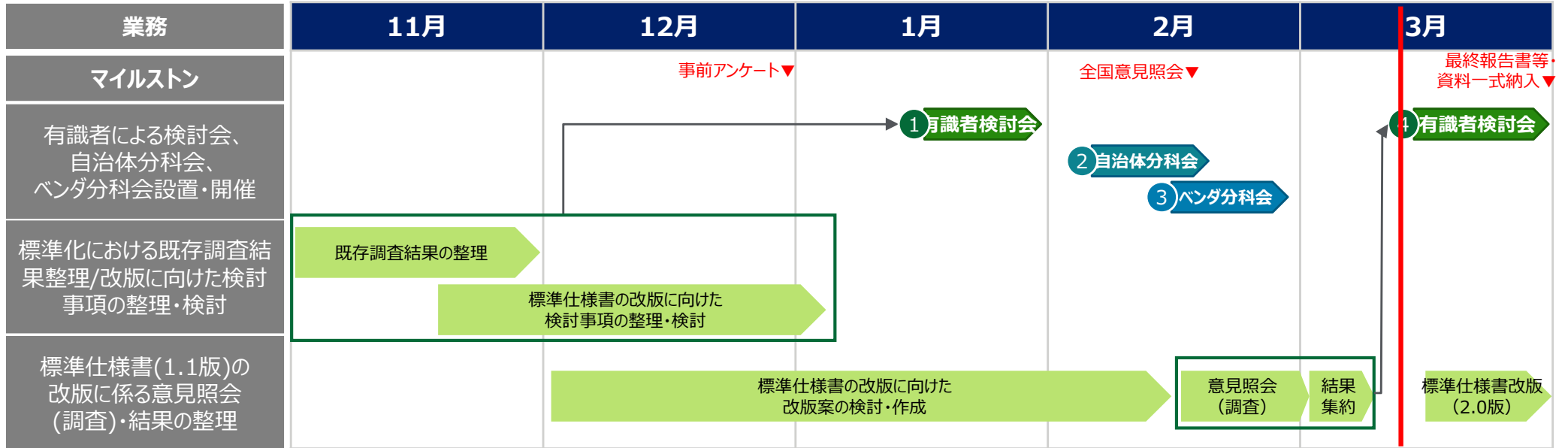
\*「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について（令和5年12月14日 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ 地方業務システム基盤チーム）」をもとにデロイトにて整理

1. 第1回有識者検討会の振り返り
2. 令和5年度の検討論点
- 3. 今後のスケジュール**

# 検討会・分科会の開催スケジュール

令和5年度は、検討会を2回、分科会を1回ずつ開催し、標準仕様書の更なる精度向上を目指して議論を進める想定です。

次回



想定議題	1 有識者検討会	2 地方自治体分科会	3 ベンダ分科会
	<b>第1回：2024年1月16日</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について</li> <li>2 有識者検討会等の運営について</li> <li>3 令和4年度検討経緯の振り返り</li> <li>4 令和5年度の検討論点</li> <li>5 意見照会の進め方</li> <li>6 今後のスケジュール</li> </ol>	<b>第1回：2024年2月6日</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度の全国意見照会において中長期的な検討を要するとした事項（申し送り事項）の取り扱い方針確認</li> <li>2 令和5年度「再検討見直し」の指定都市要件の取り扱い方針共有</li> <li>3 振り仮名法制化に伴う標準仕様書改定及びシステム改修方針共有</li> <li>4 令和5年度領域間の整合作業の方針共有</li> </ol>	<b>第1回：2024年2月19日</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上記地方自治体分科会と同じ議題</li> <li>2 ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダが抱える課題の目線合わせ</li> </ol>
	<b>第2回：2024年3月中旬頃</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 意見照会結果の報告</li> <li>2 意見照会結果を踏まえた標準仕様書改版案の確認</li> <li>3 (令和6年度の取り組みについて)</li> </ol>		

**EOF**